

第61回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成28年5月18日(水) 午後2時00分
- 2 開会の日時 平成28年5月18日(水) 午後2時00分
- 3 閉会の日時 平成28年5月18日(水) 午後3時00分
- 4 会議の場所 岡山市北区春日町5番6号 岡山市勤労者福祉センター4階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別
定数40名 出席34名 欠席 6名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	板野 實	出席	21	藤原 秀正	出席
職務代理	柴田 一郎	出席	22	井上 利明	出席
3	須々木 昭孔	出席	23	五賀 栄一	欠席
4	小橋 秀臣	出席	24	安田 久子	出席
5	横山 勇	出席	25	賀門 義和	出席
6	河本 和彦	出席	26	久山 優	欠席
7	齊藤 武彦	出席	27	荒井 隆文	欠席
8	蜂谷 邦生	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
9	池上 克己	欠席	29	宮武 博	欠席
10	川上 敬三	出席	30	左山 秀夫	出席
11	高木 友好	出席	31	船橋 文雄	出席
12	中尾 稜	出席	32	北村 公茂	出席
13	遠藤 茂	出席	33	小林 弘幸	出席
14	林 健二	出席	34	山本 正三	出席
15	北山 晴夫	出席	35	岩藤 佐知子	出席
16	西山 國忠	出席	36	人見 清	出席
17	二宮 万太郎	出席	37	脇本 忠正	欠席
18	安信 政志	出席	40	中野佐都子	出席
19	佐藤 康彦	出席	41	吉本 賢二	出席
20	信定 知福	出席	42	田尻 祐二	出席

6 農業委員以外の出席者

事務局 局長 山神 一正 参事 箕浦 勝宏 次長 真田 明彦
 課長 万代 幸男 課長補佐 佐藤 孝司 係長 難波 伸広
 副主査 原田 実

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 - (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 - (4) 転用事業計画変更承認申請について
 - (5) 農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請について
 - (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
 - (7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定）
 - (8) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について（事務局長専決）
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について（事務局長専決）
- (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
- (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
- (5) 農地改良届について
- 第2号議案 農政関係等について
- (1) 平成28年度事業について
 - (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

7番：齊藤 武彦 35番：岩藤 佐知子

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第61回総会を開会します。（あいさつ）

議 長 議事録署名委員を指名します。7番 齊藤 武彦委員、35番 岩藤 佐知子委員にお願いします。

それでは議案の審議に入ります。事務局、訂正等あればお願いします。

難波係長 （議案の訂正等について資料により説明）

（4月分の転用については諮問案件なし）

議 長 第1号議案、農地法関係申請等についてを上程します。申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 1番、受人は総社市東阿曾に居住し、約56アールの農地を耕作する農業

者で、増反により、西辛川の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、また、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、受人は津高に居住し、約50アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により、津高の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、また、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、受人は芳賀に居住し、約3.6ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により、芳賀の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は今岡に居住し、約1.4ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により、今岡の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、受人は矢坂本町に居住し、約1.1ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により、矢坂本町及び首部の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は津高に居住し、約93アールの農地を耕作する農業者で、増反により、津高の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は東野山町に居住し、約1.3ヘクタールの農地を耕作する農業者で、受贈により、北長瀬本町の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件

をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は佐山に居住し、約9.3アールの農地を耕作する農業者で、増反により、佐山の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番から8番までの8件について、いずれの案件も各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで全件許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

高木委員退室

難波係長 9番、受人は総社市東阿曾に居住し、約5.6アールの農地を耕作する農業者で、増反により吉備津の田を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は吉備津に居住し、約2.6アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により吉備津の田を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、許可後下限面積40アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

川上委員 9番、10番の2件ですが、いずれも各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 11番、受人は北区御津平岡西に居住し、約1.3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により御津平岡西の畑を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等、問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は北区建部町大田に居住し、約1.7ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町大田の田・畑を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 11番と12番の2件ですが、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査 13番、受人は中区赤田に居住し、約5.4アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により内尾の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は奥迫川に居住し、約1.4ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により奥迫川の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、西紅陽台に居住し、約5.1アールの農地を耕作する農業者で、受贈により、西高崎の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 13番から15番までの3件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（１）は、中・中央地区１番から南区１５番までの１５件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（１）についてはそのように決定いたします。

高木委員入室

議 長 次に申請等（２）農地法第４条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 ３ページ１番、転用目的は露天駐車場及び太陽光発電設備です。申請人は田益に住んでいますが、自宅敷地に駐車場スペースが少なく、また高齢になったため、農業が困難になってきており、休耕地の草刈りも困難で近隣に迷惑がかからないよう、また売電による収入を得るため、太陽光発電設備に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

２番、転用目的は太陽光発電設備です。申請人は富原に住んでいますが、高齢になったため、農業が困難になり、休耕地の草刈りも困難で近隣に迷惑がかからないよう、また売電による収入を得るため、太陽光発電設備に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 １番、２番の２件ですが、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 ３番、転用目的は通路です。申請人は、撫川の持家で暮らしていますが、申請地は日当たりが悪く、幅が２ｍほどしかなく、耕作に適していないので、現状は住居のメンテナンス等のため通路として利用しているところです。

したがって、自己所有の申請地を通路として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりか10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 3番の1件ですが、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 4番、農地改良に伴う一時転用です。申請人は現在、南区万倍に居住し、御津河内で約47アールの農地を耕作していますが、申請地を稲作から露地野菜の栽培に転換するため、農地改良を行うものです。改良工事期間は平成28年5月30日から平成29年4月30日までです。

申請地は農用地ですが、農地改良による一時転用であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 4番の1件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりであり、許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(2)は、中・中央地区1番から御津・建部地区4番までの4件全件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(2)についてはそのように決定いたします。

なお、4番は転用面積が3,000平方メートルを超えていますので、5月30日開催の岡山県農業会議に諮問し、許可適当との答申を受けて、許可指令書を交付することとします。

議 長 次に申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 1番、転用目的は自己住宅です。平成27年8月締めで農振除外の申し出がなさ

れ、平成28年5月11日に除外済みの案件です。申請人は十日市東町の賃貸アパートに家族3人で住んでいますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭になったため、勤務地に近い申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は自己兼用住宅です。平成27年8月締めで農振除外の申し出があり、平成28年5月11日に除外済みの案件です。申請人夫婦は田中の借家に家族4人で住んでいますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭になったため、また美容院も併設する計画であり、交通の便がよく、周辺地域に知人が多く、集客を見込める申請地を取得し、自己兼用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は一時転用の露天駐車場です。申請人は辛川市場で製造業を営んでいますが、敷地内に従業員用の駐車場が確保できず、道向かいの申請地を借り受け、露天駐車場に転用するものです。この案件は、既に平成19年から使用されており、始末書が提出されています。一時転用期間は許可日から3年間です。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、転用目的は自己住宅です。申請人は倉敷市の借家に家族3人で住んでいますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭になったため、国体町にある夫の勤務地と田中にある妻の勤務地に通勤しやすい申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、転用目的は仮設事務所・露天駐車場等の一時転用です。申請人は岩田町で土木建設業を営んでいますが、JR西日本岡山支社管内の橋梁の落橋防止

装置取り付け工事のため、現場近くの申請地を賃借し、仮設の現場事務所及び作業所等に転用しようとするものです。一時転用期間は平成28年6月1日から平成31年5月31日までです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、転用目的は保育所です。平成27年8月締めで農振除外の申し出があり、平成28年5月11日に除外済みの案件です。申請人は檜津にある社会福祉法人ですが、認可保育所整備運営事業者に選定され、申請地は県道上芳賀岡山線に接しており、市街化調整地域ではありますが、近隣に住宅が多く、未就学児が多いことから適地と考え、申請地を賃貸借し、保育所を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番から9番までの3件は同じ地域の案件ですのでまとめて説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

7番、申請人は北長瀬本町の借家に家族3人で住んでいますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭になったため、駅も近く、交通の便もよく、天神町にある夫婦の勤務地に通勤しやすい申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

8番と9番は一体案件です。申請人は山口県防府市の借家に夫婦で住んでいますが、定年を機に以前居住していた岡山へ移住することにしました。申請地は以前居住していた万成東町の周辺で土地勘があり、また平田に住む息子の居住地にも近いことから、8番では取得し、9番では進入路部分として借り受け、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番から9番までの9件について、いずれの案件も各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで全件許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 10番、転用目的は自己住宅です。申請人は北区田中の2LDKのアパートに家族4人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具等が増えて、住居が手狭になってきたため、将来妻の祖母の面倒を見やすい妻の祖母所有の申請地を使用貸借し、自己住宅に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、転用目的は一時転用の露天資材置場・作業場です。申請人は延友で塗装業を営む法人ですが、資材や廃材を置くスペースが不足しているため、会社に近く自宅に隣接した申請地を賃借権設定し、露天資材置場及び作業場に一時転用しようとするものです。一時転用期間は許可日から3年間です。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は自己住宅です。申請人は北区久米の1LDKのアパートに夫婦2人で生活していますが、家財道具が増えて住居が手狭になってきたため、住み慣れた現在の居住地に近く、妻の通勤にも便利になる申請地を所有権移転し、自己住宅に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、転用目的は露天駐車場の拡張です。申請人は北区東花尻にて自動車の販売・修理及び自動車部品の販売をしていますが、既存の露天駐車場では駐車スペースが不足しているため、既存施設に隣接する申請地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、転用目的は自己住宅です。申請人は北区今保の2DKのアパートに家族3人で生活していますが、子どもが出来て現在の間取りでは手狭になって

きたため、住み慣れた現在の居住地に近いうえ、県道早島吉備線・箕島高松線に近く通勤や妻の実家に行くのに便利になる申請地を所有権移転し、自己住宅に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 10番から14番までの5件について、いずれの案件も各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 15番、転用目的は物品販売店舗です。平成27年8月締めで農振除外の申出がなされ、平成28年5月11日に除外済の案件です。受人は福岡市博多区に本店を置き、物品販売業を営む法人ですが、主要道に隣接し、大型商業施設が多くある申請地に賃借権を設定しドラッグストアを建築しようとするものです。

農地区分は水管・下水管理設の沿道で、かつ500メートル以内に2つの教育施設を有する3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 15番の1件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

古新田 16番、転用目的は自動車修理工場です。申請人は、平成27年11月までにおいて自動車販売と整備工場を営んできましたが、同地にコンビニエンスストアが建築されることになり、現在は北区今保に仮移転している状態です。仮の整備工場は建物が手狭で作業場が不足しているため、現在の場所から近い申請地を借り受け、自動車整備工場を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上

も問題ないと考えます。

17番、転用目的は自己住宅です。申請人は現在、東睦の借家に夫婦で居住していますが、子どもの出産予定に伴い、家財道具が増え住居が手狭になったため、早島町の妻の勤務先にも近くなり通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番、転用目的は分家住宅です。平成27年8月締めで農振除外申し出があり、平成28年5月11日に除外済みの案件です。申請人は現在、倉敷市茶屋町の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、自分の実家に隣接した父の所有地であり、両親と協力して生活することのできる申請地を父から使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、「集落に接続した住宅」に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

19番から21番までの3件は同じ地域で関連があるため、まとめて説明します。転用目的はすべて自己住宅です。

19番、申請人は現在、兵庫県赤穂市の借家に家族3人で居住していますが、子供が生まれ家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の実家に近く子育ての協力も得られる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

20番、申請人は現在北区田中の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、実家から近く子育ての協力も得られる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

21番、申請人は現在北区今保の借家に家族2人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、職場と実家への距離が変わらず、妻の実家への帰省にも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判

断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

22番と23番の2件は同じ地域で関連があるため、まとめて説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。平成27年8月締めで農振除外の申し出があり、平成28年5月11日に除外済みの案件です。

22番、申請人は現在、中区藤原光町の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家の隣接地で職場にも隣接した申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

23番、申請人は現在、浦安南町の借家に家族5人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家の隣接地で職場にも隣接した申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

24番、転用目的は分家住宅です。平成22年11月に農振除外済みの案件です。申請人は現在内尾の借家に家族5人で居住していますが、子供の成長に伴い住居が手狭になったため、実家に近く両親の面倒を見るにも、農業の手伝いをするにも便利な申請地を父親から使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、「集落に接続した住宅」に該当し、父親の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

25番、転用目的は露天駐車場の拡張です。平成27年8月締めで農振除外の申し出があり、平成28年5月11日に除外済みの案件です。

申請人は申請地近隣で貨物運送業を営む法人の役員で、申請地の南側に隣接した所有地を会社へ貸し付け、露天駐車場として利用していますが、法人の事業の拡大・進展に伴い貨物トラックや社員の駐車場が不足している状態であるため、隣接した申請地を所有権移転し、露天駐車場を拡張しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、「既

存施設の拡張」に該当し、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

26番、転用目的は自己住宅です。平成27年8月締めで農振除外の申し出があり、平成28年5月11日に除外済みの案件です。申請人は現在、藤田の父所有の住宅に家族6人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭になったため、実家に隣接し農業の手伝いをするにも、父の面倒を見るにも便利な申請地を父親から譲り受け、自己住宅を建築しようとするものです。なお現住居は、父親が引き続き居住します。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、「集落に接続した住宅」に該当し、父親の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 16番から26番までの11件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(3)は、中・中央地区1番から南区26番までの26件全件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(3)についてはそのように決定いたします。

なお、15番は転用面積が3,000平方メートルを超えていますので、5月30日開催の岡山県農業会議に諮問し、許可相当との答申を受けて、許可指令書を交付することとします。

議 長 次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 7ページ1番、さきほど4条申請1番で審議いただいた案件です。貸露天駐車場で一時転用の許可を受けましたが、自己使用の駐車場と太陽光発電設備への永久転用に変更するものです。

議 長 お聞きのように、さきほど4条申請1番で審議したとおりですので、この案件は承認と決定します。

議長 次に申請等（５）農地法第１８条第１項の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願ひします。

難波係長 ８ページ前回保留１番、北区足守に居住する賃貸人からの解約申請です。下足守の田４筆、面積３，２０９平方メートルについて、これまで耕作してきた賃借人の相続人 氏が病気により耕作できなくなり、賃貸人との解約に合意しましたが、他の相続人で居所がわからない者がおり、全員での合意解約ができないため、申請にいたったものです。

賃借人の相続人への調査が終了しましたので、審議をお願いします。調査の結果は次のとおりです。

- 1 賃貸借契約についてですが、戦前からの契約であり、現在は期間の定めのない賃借権です。
- 2 耕作状況についてですが、平成２７年１２月までは、亡 氏の孫である 氏が耕作し、賃借料も支払ってきましたが、氏が高齢で病気がちになり、耕作を続けられなくなったものです。現在は所有者が管理しています。
- 3 解約についてですが、賃借人の法定相続人が多数おり、居所がわからない者もいたことから、全員での合意解約ができず申請にいたったものです。
- 4 賃借人の相続人の耕作等の意思についてですが、相続人１６人に賃借権に係る実情調査を行った結果、全員耕作の意思はなく、解約について異議がないと判断されました。

よって農地法第１８条第２項第６号の「その他正当な事由がある場合」に該当し、解約許可が妥当と判断されます。

議長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 １番の１件について、慎重に審議したところ、事務局説明のとおりであり、許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（５）の、北・吉備地区の１件は許可と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定します。なお、この案件は５月３０日開

催の岡山県農業会議に諮問し、許可適当との答申を受けて、許可指令書を交付することとします。

議長 次に申請等（６）岡山市農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転、及び（７）利用集積計画の決定について、利用権の設定、を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

原田副主査 ９ページは、（６）所有権移転の利用集積計画です。南区１番の１件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業です。今回は財団から担い手へ所有権移転するものです。

次に１０ページが、（７）利用権設定の利用集積計画で、南区１番から５番ですが、２番が取り下げですので、４件です。

これらの計画内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、南区協議会ではいずれも承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 では、（６）及び（７）の農用地利用集積計画については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。

議長 次に申請等（８）農地法第３条の３ 第１項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

難波係長 １１ページ中・中央地区１番から１６ページ南区２０番までの２０件で、権利取得の事由、権利の種類及び内容はご覧のとおりです。１４番と１９番は、あっせん希望がありますので、その内容を確認し対処する予定です。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等（８）の２０件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定します。

議長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

原田副主査 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届、事務局長専決は、１７ページ１番から１８ページ９番までの９件で、転用目的は、貸事務所１件、貸住宅４件、共同住宅３件、自己住宅１件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届、事務局長専決は、１９ページ１番から２０ページ８番までの８件で、転用目的は、自己住宅２件、分譲住宅地５件、共同住宅１件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知は、２１ページ１番から７番までの７件です。解約理由は耕作目的で５件、転用目的で２件で、それぞれ合意解約が成立しており、離作料は備考欄のとおりです。

次に報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届は、２２ページ１番の１件で、施設の概要は農業用倉庫です。

次に報告（５）農地改良届は、２３ページ１番から６番までの６件です。目的は、普通野菜畑３件、普通野菜畑及び果樹園２件、普通野菜畑及び育苗圃１件です。

議長 これらの報告について、ご意見ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして、第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 説明

議長 では以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他連絡事項が事務局ありますか。

事務局 ①次回総会予定（６月２０日（月）ほっとプラザ３階研修室）

柴田代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後３時００分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員